

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部と大阪府教育委員会との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部（以下「四天王寺大学」という。）と大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）は、相互に連携協力し、教職員の資質の向上及び教員養成の充実を図るとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、大阪府の教育及び大学における教育・研究の充実、発展に資する。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携は、四天王寺大学と府教委の間で実施する。

2 連携する事項が府内市町村教育委員会の所管に係る場合は、実施細目について四天王寺大学と各市町村教育委員会で別途協議するものとする。

(内容)

第3条 四天王寺大学と府教委が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質能力の向上のための研修を実施すること
- (2) 学校のニーズに応える教員の養成を推進すること
- (3) 学生等による学校教育活動への支援を推進すること
- (4) 大学による高校生等を対象とした多様な学習機会を提供すること
- (5) 教育・研究等における諸課題に対応した調査・研究及び評価を実施すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

(方法)

第4条 四天王寺大学と府教委が連携協力するに当たっては、教職員の派遣及び受入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

(経費)

第5条 四天王寺大学と府教委が連携協力するための経費は、原則として各機関が負担する。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、四天王寺大学と府教委のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、四天王寺大学と府教委が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、四天王寺大学と府教委は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、四天王寺大学と府教委が各1通を所持する。

平成29年12月4日

大阪府教育委員会
教育長

岡井正



四天王寺大学
四天王寺大学短期大学部
学長

岩尾

